

法教育

ニュース

2018年3月

No.12

発行：愛知県弁護士会法教育委員会



新必修科目「公共」が始まります

日本弁護士連合会 市民のための法教育委員会
委員長 野坂佳生（福井弁護士会所属）

2月14日に高等学校公民科の新しい必修科目「公共」の学習指導要領（案）が公表されました。この科目は、元来は選挙権年齢の18歳への引下げに伴う主権者教育を担う科目として構想されたものですが、同時に、教科書から大学入試までを視野に入れた教育改革の一丁目一番地に位置づけられている科目でもあります。改革の方向性は、高校教育を「何を学ぶか」から「どんな課題を解決できるか」に変えていくというものであり、そのために、（弁護士にとってイメージしやすい表現を使えば）教科書を「基本書」から「演習書」に変え、授業を「講義」から「ゼミ」に変え、大学入試問題を司法試験の論文式試験のような課題解決型の問題に変えていくことが構想されています。正解はなく、しかしながら他者を説得したり皆が納得できたりするための客観的な事実の提示と論理の構築が求められることになるわけです。

これは弁護士の中核的な職能なので、弁護士が学校現場で授業を支援することの意義が今後ますます大きくなっていくことは疑いありません。また、愛知県弁護士会で実践が始まり、中部弁護士会連合会が2003年と2010年の法教育シンポジウムで提言した複数派遣方式（弁護士2名が正反対の立場から生徒さんたちの議論を支援する方式）は、民主的な議論の基盤である事実と論理の吟味という観点からも、いわゆる政治的中立性の観点からも、大いに活用されるべきでしょう。政治的に「無色透明」な意見など有り得ませんが、真逆の意見の間で生徒さんたちが悩み考えることが政治的中立に反する余地は全くないので、政治的な論争課題をも扱わざるを得ない「公共」の授業においてこそ複数派遣方式の長所が最大限に発揮されるからです。

「公共」の授業では外部専門家の活用が推奨されていますので、以上のような観点から、ぜひ（なるべく複数の）弁護士を外部専門家として積極的に活用していただきたいと思います。

特集！ 主権者教育における弁護士活用法

私たちは、主権者教育を、「様々な利害が複雑に絡み合う社会の課題について、可能な限りの合意を形成するために、子どもたちが自分の考えを持ちつつ他人の考えにも耳を傾け、意思決定するプロセスに参加する力を育むための教育」と考えています。

当会では、これまで弁護士を派遣し主権者教育に関する授業を行ってまいりました。これまで当会が実践してきた授業は、例えば、特定のテーマでディベートやディスカッションを行う場合であっても、以下で紹介するように①弁護士に挑戦型、②グループサポート型、③中立的な司会型、④弁護士模擬討論型、⑤当事者立場代弁型など、弁護士の授業へのかかわり方はさまざまでした。

そこで、本特集では、主権者教育における弁護士活用法についてこれまで実践した授業例もふまえて、ご紹介いたします。

なお、主権者教育に関する授業例は、過去の法教育ニュースでも取り上げています。法教育ニュースのバックナンバーは、当会のHP (<https://www.aiben.jp>) でご覧いただけます。

1 弁護士に挑戦型

弁護士に挑戦型の授業とは、価値観の対立する特定のテーマについて、自説と反対の立場の弁護士に議論を挑む授業です。過去のテーマ例として、永仁の徳政令は悪法か否か、死刑制度を廃止すべきか否か、などがあります。事前に生徒も自説の根拠をより論理的にして弁護士を論破すべく、意欲的に学ぶ姿勢が見られるとのことでした（教員談）。

永仁の徳政令の議論の際、悪法ではないとする立場の弁護士は、借りたお金は返すべき、徳政令により金貸しが生活に困るなど主張する生徒に対し、鎌倉時代の幕府と御家人の基本的関係（御恩と奉公）を根拠に御恩（徳政令）なくして奉公を求めることはできない、生活に困窮している人を見捨てるのが政治なのか、金貸しは金銭的余裕があるから貸せるのであり御家人と比較して生活困窮度は低い、などと反論しました。

ただ、多対一の議論なので、声の大きい生徒が中心になってしまう面はありますが、相反する意見を聴くことで、生徒の思考が深まると考えます。

2 グループサポート型

グループサポート型の授業とは、生徒が小グループに分かれて特定のテーマについてディベートを行うにあたり、弁護士が各グループの議論のサポート役として参加する形式の授業です。

弁護士は、生徒の意見を後押ししたり、問題提起や的確な意見表明をする等のサポートを行います。これにより、自分の意見を言うことにあまり慣れていない生徒も積極的に意見表明をすることができるようになります。また、相手方の弁護士の意見表明により、生徒に揺さぶりをかけることも可能となります。さらに、異なる立場の弁護士が説得力のある意見を展開することにより、政治的なテーマであっても中立性を保った議論を行うことができます。

過去のテーマ例としては、「自衛隊の是非」「少年の実名報道の是非」「女性専用車両に賛成か反対か」等が挙げられます。実践授業例については、法教育ニュース第2号に掲載しておりますので、そちらも是非ご一読ください。

3 中立的な司会型

中立的な司会型とは、弁護士が司会・進行役となり、民主主義、効率や公正など、正解が一つとは限らない様々なテーマについて、生徒に問題を投げかけ、生徒同士によって議論をし、意見発表をするという授業です。過去のテーマ例として、童話「アリとキリギリス」を題材とした民主主義・多数決の在り方や基本的人権を考えるものがあります。

冬にキリギリスが食糧を求めた場合に食糧を与えるか否か女王アリが一人で決めることは妥当か、それを多数決で決めるとして老人・子ども・病気で働けないアリも多数決に加わることは妥当か、多数決であればどのようなことも決定してもよいのか、など親しみやすいテーマですが、中学生・高校生の主権者教育にも対応する授業内容となっています。

「アリとキリギリス」を題材とした授業については、アクティブラーニング、高校の公共の授業でも広く活用できるよう、中部弁護士会連合法教育委員会にて現在イラストを整理・準備しております。愛知県内の中学校、高校でもイラストを用いた授業ができる予定ですので、お気軽にお問い合わせ下さい。

4 弁護士模擬討論型

弁護士模擬討論型の授業とは、利害が複雑に対立する特定のテーマについて、生徒達が複数の立場のグループに分かれ、各自の立場からの意見表明や他グループとの質疑応答、討論を行った後、弁護士がそれぞれの立場に分かれて生徒達の前で模擬討論を行うという形式の授業です。過去のテーマ例としては、「沖縄米軍基地を県営名古屋空港へ移設する」という架空の法律をもとに、愛知県民、沖縄県民、政府の立場に分かれ、それぞれの立場から賛成か反対かを議論するというものがありました。

生徒達は、準備段階において、各自グループ分けされた立場の視点から当該テーマを検討するだけでなく、反対の立場となるグループからどのような質疑が出されるのかを想定し、それに対する回答を先回りして考えることによって、当該テーマをより深く掘り下げ、また、多角的な視点から捉えることができます。生徒達がこのような入念な準備を行った上で授業に臨むため、生徒同士の討論はとても実践的かつ白熱したものとなります。

そして、最後に、各グループの立場を代表した弁護士同士で模擬討論を行い、それを生徒達に見てもらうことで、生徒達に新たな切り口や考え方を学んでもらったり、授業を通じて考えたことを頭の中で整理してもらうことができます。

5 当事者立場代弁型

当事者立場代弁型の授業とは、様々な立場の人々が利害関係を有している問題について、弁護士が各利害関係者の立場から、問題意識や特に改善して欲しい点等を訴え、生徒達は、それらの様々な立場の人々の意見に耳を傾けつつ、中立的な立場からその問題についての合理的な解決策・ルール等を策定していく授業です。

いろいろな立場から物事を考えることの重要性に気付いてもらうことに重点を置いた授業形式です。

過去のテーマ例としては、「放置自転車対策」が挙げられます。「放置自転車対策」の実践授業については、法教育ニュース第10号に掲載しておりますので、そちらも是非ご一読ください。



教員向け主権者教育セミナーが開催されました！

平成30年3月17日土曜日、愛知県弁護士会において、小中学校の教員、教育関係者の皆様を対象に、主権者教育をテーマとしたセミナーが開催されました。
教員の方々と弁護士が一緒になって授業案を検討する良い機会となりました。

今年もやります!!

+小学5・6年生

「愛知県弁護士会 中高生のためのサマースクール2018」

今年も、愛知県弁護士会では以下のとおり「サマースクール」を開催します！

日程：【小学5・6年生対象】7月31日（火）

【中高生対象】8月1日（水）、3日（金）

場所：愛知県弁護士会館

7月31日 小学生の日♪	模擬裁判、小学生を対象とした主権者教育に関する企画 法廷見学ツアー
8月1日	弁護士に挑戦！、ティーンコート、クイズ選手権 裁判官・検察官・弁護士ここだけの話
8月3日	模擬裁判、法廷見学ツアー

今年もたくさんの中高生が「入学」してくれることを楽しみにしています！
現在、各企画とも、開校に向けて鋭意準備中です♪

講師派遣の申込方法など愛知県弁護士会の法教育活動のご紹介

愛知県弁護士会のHP（<https://www.aiben.jp>）をご覧ください♪

トップページ>愛知県弁護士会とは>法教育・法曹養成>法教育委員会
各お問合せ・お申込みは **愛知県弁護士会 人権法制係** まで

(TEL 052-203-4410/FAX 052-204-1690)



サマースクール

毎年夏休みの期間に、小学校高学年から高校生を対象とした「サマースクール」を実施しています。

講師派遣（弁護士による出前授業）

当会が作成した法教育教材を利用した授業をはじめ、ディベート、模擬裁判など、学校からの申込に応じ、無料で弁護士を派遣しています。※

授業で使える教材開発

法教育教材をHPに掲載しています。授業にどうぞご活用ください。

法教育ニュースの発行

法教育ニュースのバックナンバーをHPに掲載しています。

※HPにて学校講師派遣の申込書をダウンロードできます。